

「令和8年度地方公共団体等における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業」
公募に関する質問と回答（FAQ）

令和8年1月13日版

～はじめに～

- 本FAQは、令和8年度に独立行政法人環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）が公募・審査・採択する「令和8年度地方公共団体等における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業」（以下「モデル事業」という。）に関するFAQをまとめた資料となります。
- 今後、追記・修正等を行う場合がありますので、適宜ご確認下さい。追記・修正等を行った場合は、該当箇所を朱書きで示します。
- モデル事業への応募にあたりご不明な点等ある場合は、「公募要領」の「10. 本件に関する問合せ先」に示す方法によりご連絡願います。

目 次

1. 全体について

Q 1 - 1	モデル事業に応募できる法人を教えてください。	p.4
Q 1 - 2	熱中症対策普及団体（以下「普及団体」という。）とは何ですか。	p.4
Q 1 - 3	都道府県と当該都道府県下の市区町村が共同で応募することは可能ですか。	p.4
Q 1 - 4	都道府県と都道府県や、都道府県をまたいだ市区町村などが共同で応募することは可能ですか。	p.4
Q 1 - 5	企業やNPO等の団体がモデル事業に応募することはできますか。	p.5
Q 1 - 6	共同実施者に法人格は必要でしょうか。	p.5
Q 1 - 7	採択後にERCAから資金的支援を受ける場合の流れを教えて下さい。	p.5
Q 1 - 8	企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者に対する資金的支援の流れを教えてください。	p.5
Q 1 - 9	企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者と、ERCAとの役割分担はどのようになるのでしょうか。	p.6
Q 1 - 10	同一の応募者が、複数の公募区分に応募することは可能ですか。	p.6
Q 1 - 11	指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）とは何ですか。	p.6
Q 1 - 12	各地方公共団体における熱中症対策の取組事例があれば知りたい。	p.7

2. 応募申請書「【4】現状認識」について

Q 2 - 1	「①地域の課題」はどの程度具体的に（定量的に）記載する必要がありますか。	p.7
Q 2 - 2	「②地域の特徴」及び「③財政状況」はどのようなことを記載する必要がありますか。	p.7
Q 2 - 3	これまで実施していなかったのですが、来年度予算をかけずに実施を予定している取組があるのですが、記載してよいでしょうか。	p.8
Q 2 - 4	応募する地方公共団体の予算ではなく、共同して事業に取り組むことを考えている企業や団体が独自に予算を獲得している場合は、それを記載してもよいでしょうか。	p.8
Q 2 - 5	地方公共団体において独自に獲得を予定している予算が議会の承認を得られなかった場合、本モデル事業への応募に影響はありますか。	p.8

3. 応募申請書「【5】事業実施計画」内「想定経費」について

Q 3 - 1	選択した項目ごとの想定経費の記載にあたり、おおよその額（概算額）で良いでしょうか。	p.8
Q 3 - 2	再委託承認申請書（案）について、応募時点では契約締結日や契約書の参照条項は空欄のままで良いとのことですが、採択が決定した場合、再度提出するのでしょうか。	p.8

4. 応募申請書「【5】事業実施計画」内「事業内容」各欄について

Q 4 - 1	「概要」と「目的」を明確に分離して記載できない場合はどうしたらよいでしょうか。	p.8
Q 4 - 2	事業実施体制図にはどのような情報を盛り込めば良いでしょうか。	p.8

- Q 4-3 「KPI（アウトプット）」と「KPI（アウトカム）」はそれぞれどう設定・記載すれば良いでしょうか。 p.9
- Q 4-4 項目⑥を選択した際ににおいて、「普及率の低い」はどのように評価されるのでしょうか p.9

5. 応募申請書「【6】想定経費」について

- Q 5-1 「必要な経費」とは、どのような用途に対して認められるのでしょうか。 p.9
- Q 5-2 応募時に、必要な経費をすべて計上しなければならないのでしょうか。 p.10
- Q 5-3 エアコンの設置等のハード面での整備に関する対策は対象になるでしょうか。 p.10
- Q 5-4 人件費は認められますか。 p.10
- Q 5-5 公用車で移動する際のガソリン代の算出方法について教えてください。 p.10
- Q 5-6 会議費のうち、食事代や弁当代はどのような場合に認められるのでしょうか。 p.10
- Q 5-7 共同実施者に対する費用の負担は概算払いですか、精算払いですか。 p.10
- Q 5-8 応募者における費用・経費の区分や名目と、モデル事業における区分や名目とを一致させる必要がありますか。 p.10
- Q 5-9 事情があって「見積書」が得られない、優先的に調達する必要があるものですが、どう対応すればよいですか。 p.10
- Q 5-10 想定していた経費と、実際にかかる(かかった)費用に大幅な差異が生じそうなのですがどうすればよいですか。 p.11

6. 応募申請書「【7】年間スケジュール（モデル事業実施期間）」について

- Q 6-1 令和8年3月上旬頃に採択（予定）のことですが、採択された場合、どのようなスケジュールになりますか。 p.11
- Q 6-2 「事業実施報告書」の提出は必須ですか。 p.11
- Q 6-3 「事業実施計画書」や「事業実施報告書」の作成・提出に当たり、有識者や専門家から助言を受ける必要がありますか。 p.11
- Q 6-4 「事業実施報告書」以外に令和8年12月末までに提出が必要となる書類はありますか。 p.11
- Q 6-5 成果報告会（令和9年1月～2月頃の開催予定）では、実際に出席をして事業等の報告をする必要がありますか（そのための旅費の確保は必要でしょうか）。 p.12
- Q 6-6 成果報告会では、応募者である地方公共団体又は普及団体が発表しなければなりませんか。 p.12

7. 応募申請書「【8】応募内容の概要及び参考資料（別紙）」について

- Q 7-1 参考となる資料が冊子等の場合は、郵送してもよいですか。 p.12
- Q 7-2 参考となる資料が動画の場合は、どのようにすればよいでしょうか。 p.12

1. 全体について

Q 1-1 モデル事業に応募できる法人を教えてください。

- A
- 公募要領の「1. 事業の目的・概要」や「5. 応募できる法人」記載のとおり、下記①又は②のいずれかより応募することが可能です。
 - 「熱中症対策普及団体」については下記Q 1-2 もあわせてご参照ください。

① 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に定める普通地方公共団体又は特別区（以下「地方公共団体」という。）
② 热中症対策普及団体

Q 1-2 热中症対策普及団体（以下「普及団体」という。）とは何ですか。

- A
- 気候変動適応法（平成30年法律第50号）（以下「改正適応法」という。）第23条に規定する団体となります。

参考：e-Gov（改正適応法）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/430AC0000000050>

- 地域において、熱中症対策に関する普及啓発、戸別訪問、見守り活動といった適切な活動を行う、法人格をもつ民間団体（一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人、社会福祉法人や民間企業）を想定しています。
- 下記URLより「熱中症対策普及団体の指定に関する手引き」（環境省大臣官房環境保健部、令和6年2月27日）もご参照ください。

参考：環境省 热中症予防情報サイト

https://www.wbgt.env.go.jp/doc_shsa.php

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240227_doc04.pdf

Q 1-3 都道府県と当該都道府県下の市区町村が共同で応募することは可能ですか。

- A
- 可能です。
 - 主たる地方公共団体と従たる地方公共団体を「応募申請書」の様式に沿って記載いただくとともに、それぞれの役割が分かるように記載してください。

例：A県庁とB市役所（B市役所はA県内にある地方公共団体）が共同で応募する場合において、A県庁が主（メイン）、B市役所が従（サブ）となる場合

- 応募申請書の「【1】応募者名（地方公共団体又は普及団体の名称）」欄及び「【2】応募者における担当者情報」欄にA県庁に関する情報を記載してください。
- 「【3】共同実施者情報（事務局、資金管理を行う団体・企業等）」欄にB市役所に関する情報を記載してください。

Q 1-4 都道府県と都道府県や、都道府県をまたいだ市区町村などが共同で応募することは可能ですか。

- A
- 可能ですが、基本的にはそれぞれの地域で別々に応募いただくことをお勧めします。

- あくまでモデル事業の趣旨は、各地方公共団体がそれぞれの地域特性を踏まえた上で、それぞれの地域に必要な熱中症対策の検討や計画づくり等を行っていただくことです。したがって、地域特性が異なる地域が共同で応募する場合には、その必要性、それぞれの地方公共団体の役割分担、どのように連携するのか（会場費用は▲▲市が負担し、準備は◆◆町が実施等）について具体的に記載してください。

Q 1-5 企業やNPO等の団体がモデル事業に応募することはできますか。

- A
- Q 1-1 のとおり、応募することはできません。
 - ただし、採択された地方公共団体又は普及団体と連携して事業や取組を実施いただくことは可能です。その場合、応募する地方公共団体の共同実施者として、予め応募申請書に記載されている必要がありますので、応募できる法人（地方公共団体又は普及団体）と相談のうえ、必要となる事項を応募申請書に記載してください。
※ 応募申請書を提出できるのは、地方公共団体又は普及団体からのみとなります。
共同実施者が応募申請書を提出することはできませんのでご注意ください。
 - ※ 仮に共同実施者から応募申請書が提出された場合、応募できない法人から提出された書類という整理のもと、審査の対象外とします。

Q 1-6 共同実施者に法人格は必要でしょうか。

- A
- 必要です。
 - なお、応募時点において、共同実施者が法人設立中である場合には、別途、既に存在している共同実施者を主（メイン）、設立中のものを従（サブ）として応募申請書の「【3】共同実施者情報（事務局、資金管理を行う団体・企業等）」欄に記載して下さい。後日、商業・法人登記書類等をERCAに提出してください。

Q 1-7 採択後にERCAから資金的支援を受ける場合の流れを教えて下さい。

- A
- モデル事業は補助金ではありません。委託費による事業となります。
 - したがって、採択団体とERCAとの間で必要な契約を締結していただき、必要な資金をERCAが負担することを想定しています。
 - 資金的支援の流れについてはQ 1-8 の内容もあわせてご参照ください。

Q 1-8 企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者に対する資金的支援の流れを教えてください。

- A
- 採択後に、ERCAと相談いただき、必要な契約を行うことで共同実施者が行う事業や取組に必要な資金をERCAが負担します。
 - なお、5～6月頃にERCAから、必要な資金を所定の口座に振込む“概算払い”と、年末から年度末にかけて期中にかかった実費を精算し、ERCAに請求していただく“精算払い”という方法があります。
 - 具体的な手続きについては採択決定後、個別にERCAよりお知らせいたします。

Q 1-9 企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者と、ERCAとの役割分担はどのようになるのでしょうか。

- A
- ERCAは、必要に応じて、事業や取組、報告書の作成等の支援を行います（ただし、ERCAが支援できる範囲には限りがあります）。
 - 共同実施者は、当該地方公共団体と相談しながら、役割を決定し、当該地方公共団体とともに共同でモデル事業を実施していただく企業や団体等を想定しています。
 - ERCAは、一定の範囲内で、採択された地方公共団体又は普及団体だけでなく、その共同実施者も必要に応じて支援することが可能です。

Q 1-10 同一の応募者が、複数の公募区分に応募することは可能ですか。

- A
- できません。また、同一の応募者につき、複数の部局から同時に応募することもできませんのでご注意ください。
 - 公募要領「2. 応募に当たっての注意事項」をご参照ください。

Q 1-11 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）とは何ですか。

- A
- 改正適応法第21条に規定する施設となります。
 - 市町村が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館等）を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定した、誰でも休息できる施設のことです。
 - クーリングシェルターの指定例として、既存の公共施設（役所本庁舎・支所、図書館や公民館等）や民間施設（ショッピングセンター、調剤薬局・ドラッグストア等）が挙げられ、令和7年7月時点において約22,600施設が指定されています（環境省 令和7年度第2回熱中症対策推進会議 資料3より）。
 - クーリングシェルターとして必ず備えるべき最低限の基準として、『指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き』（p.2）より、下記（1）～（3）の事項が定められています。
 - （1）適当な冷房設備を有すること（改正適応法第21条第1項第1号）
 - （2）当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放できること（改正適応法第21条第1項第2号）
 - （3）住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること（気候変動適応法施行規則第4条）
 - クーリングシェルターに関する情報については、下記URL（次頁に掲載）をご参照ください。

ERCA クーリングシェルターマップ https://www.erca.go.jp/heatstroke/shonetsu/index.html	
環境省 (熱中症予防情報サイト)	令和7年度第2回熱中症対策推進会議（令和7年8月7日開催） https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/ic_rma/R0702/ https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/ic_rma/R0702/doc03.pdf
	指針、手引き、クーリングシェルター・マーク等 https://www.wbgt.env.go.jp/doc_shsa.php
	指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240227_doc02.pdf
	指定暑熱避難施設に係る協定書の例 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240304_doc05.pdf https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240304_doc05.docx
	指定暑熱避難施設の運営に関する事例 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240227_doc03.pdf
	指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の公表情報のひな型 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/cooling_shelter_data_sample.xlsx https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/cooling_shelter_data_sample.csv

Q 1-12 各地方公共団体における熱中症対策の取組事例があれば知りたい。

- A
- 下記URL（ERCAホームページ）において、過去のモデル事業実施団体に限らず、各地方公共団体における様々な取組内容を事例集として紹介しております。
 - これから応募を検討されている場合には、既に取り組まれている事例か否かの参考としても是非ご参照ください。

ERCA 地域における熱中症対策の先進的な取組事例集

<https://www.erca.go.jp/heatstroke/about/case.html>

2. 応募申請書「【4】現状認識」について

Q 2-1 「①地域の課題」はどの程度具体的に（定量的に）記載する必要がありますか。

- A
- ご応募いただく段階では、必ずしも定量的に記載いただく必要はありません。
 - ただし、熱中症による死亡者数や救急搬送者数について言及される場合は、少なくとも都道府県単位の数値情報を踏まえたうえで、記載してください。

厚生労働省HP 熱中症による死亡数 人口動態統計（確定数）より

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/necchusho24/index.html>

総務省消防庁HP 救急搬送状況

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html>

Q 2-2 「②地域の特徴」及び「③財政状況」はどのようなことを記載する必要がありますか。

- A
- 様式「応募申請書」（p.5）の欄外記載のとおりです。

Q 2-3 これまで実施していなかったのですが、来年度予算をかけずに実施を予定している取組があるのですが、記載してよいでしょうか。

A ● 「③財政状況」欄に記載してください。

Q 2-4 応募する地方公共団体の予算ではなく、共同して事業に取り組むことを考えている企業や団体が独自に予算を獲得している場合は、それを記載してもよいでしょうか。

A ● 「③財政状況」欄に記載してください。

Q 2-5 地方公共団体において独自に獲得を予定している予算が議会の承認を得られなかった場合、本モデル事業への応募に影響はありますか。

A ● 予算が獲得できなかったことは採択に影響しません。
● あくまで、ご応募をいただく内容を総合的に勘案し審査いたします。

3. 応募申請書「【5】事業実施計画」内「想定経費」について

Q 3-1 選択した項目ごとの想定経費の記載にあたり、おおよその額（概算額）で良いでしょうか。

A ● 概算額（税込み）での記載で問題ありません。
● 例えは想定経費が10万円の場合「約100,000円（税込み）」と記載してください。
● また、想定経費のうち、再委託費が含まれない場合は「約100,000円（内、再委託費は0円）」と記載してください。

Q 3-2 再委託承認申請書（案）について、応募時点では契約締結日や契約書の参照条項は空欄のままで良いとのことです、採択が決定した場合、再度提出するのでしょうか。

A ● 契約締結日及び契約金額の確定後、空欄部分を埋めていただき、再度ERCAに提出いただくこととなります。

4. 応募申請書「【5】事業実施計画」内「事業内容」各欄について

Q 4-1 「概要」と「目的」を明確に分離して記載できない場合はどうしたらよいでしょうか。

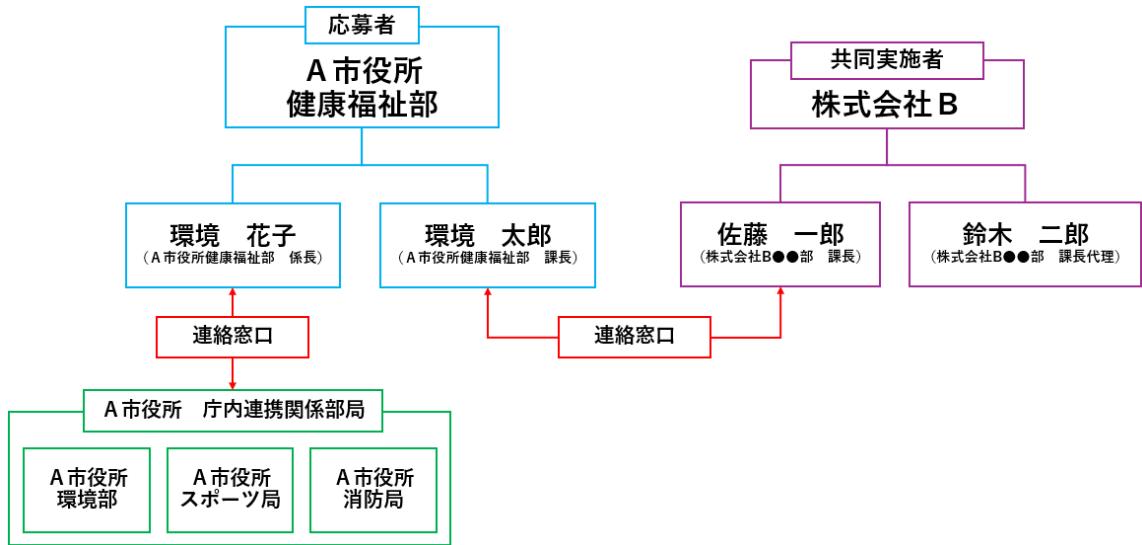
A ● 「概要」欄にまとめて記載してください。
● また、「目的」欄には「概要欄記載のとおり。」と記載してください。

Q 4-2 事業実施体制図にはどのような情報を盛り込めば良いでしょうか。

A ● 最低でも以下の情報を盛り込んでください。

- 応募者（地方公共団体又は普及団体）における、モデル事業の主担当部局・担当者情報
- 共同実施者がいる場合は、共同実施者における主担当部署・担当者情報
- 応募者（地方公共団体又は普及団体）と共同実施者が、それぞれどの部局（部署）が窓口となって連携を図るのかが分かる情報

＜体制図の記載例＞



Q 4-3 「KPI（アウトプット）」と「KPI（アウトカム）」はそれぞれどう設定・記載すれば良いでしょうか。

- A ● 「KPI（アウトプット）」には、事業のターゲットに対してどれだけアプローチするのか（例：熱中症要配慮者にチラシを配布するのであれば何枚配布するのか等）を設定・記載してください。

● 「KPI（アウトカム）」には、上記「KPI（アウトプット）」の結果、どのような効果が得られることが想定されるのか（例：熱中症による救急搬送者数が対前年度●%減等）を設定・記載してください。

Q 4-4 項目⑥を選択した際ににおいて、「普及率の低い」はどのように評価されるのでしょうか。

- A

 - 下記環境省検討会資料（p.6）において、全国の普及率（単身世帯で83.9%、2人以上世帯で91.8%）が掲載されています。この全国の普及率と比較して応募者の地域が低いかどうかを評価する予定です。
 - 応募者は、ご自身の地域におけるエアコン普及率の値を、応募申請書上に明記してください。

第1回熱中症対策推進検討会（令和4年11月28日開催） 資料3-1「国外の状況」

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0401/doc03-1.pdf

5. 応募申請書「【6】想定経費」について

Q5-1 「必要な経費」とは、どのような用途に対して認められるのでしょうか。

- A

 - 公募要領「7. 実施方法・費用等」に定めるものが認められます。
 - また、公募要領「2. 応募に当たっての注意事項」において、認められない支出の例について定めていますのであわせてご参照ください。
 - 個別に判断が難しい場合には、公募要領「10. 本件に関する問合せ先」に示す方法によりご連絡願います。

Q 5 - 2 応募時に、必要な経費をすべて計上しなければならないのでしょうか。

A ● 細かな項目までは必要ありませんが、大まかな経費は計上いただく必要があります。
採択後に、ERCAと相談の上、詳細を定めます。

Q 5 - 3 エアコンの設置等のハード面での整備に関する対策は対象になるでしょうか。

A ● 対象外です。
● Q 5 - 1 もあわせてご参照ください。

Q 5 - 4 人件費は認められますか。

A ● 地方公共団体に所属する職員（いわゆる公務員）の入件費（賃金）は認められません。
● 詳しくは、公募要領「7. 実施方法・費用等」の【表4】に示す「人件費」欄掲載内容をご確認ください。

Q 5 - 5 公用車で移動する際のガソリン代の算出方法について教えてください。

A ● 地方公共団体内の予算上の単価、実勢価格(給油時の伝票等)、車種(車検証)やカタログの燃費データなどの情報から、より実態に近いかたちで算出してください。

Q 5 - 6 会議費のうち、食事代や弁当代はどのような場合に認められるのでしょうか。

A ● 正午をまたぐ会議等を開催した際に適用してください。午前のみ、午後のみで完結したものには適用できません。

Q 5 - 7 共同実施者に対する費用の負担は概算払いですか、精算払いですか。

A ● どちらも可能です。
● 基本的に概算払いを想定していますが、採択後に、調整することが可能です。
● “概算払い”と”精算払い”的違いについてはQ 1 - 8をご参照ください。

Q 5 - 8 応募者における費用・経費の区分や名目と、モデル事業における区分や名目とを一致させる必要がありますか。

A ● ありません。

Q 5 - 9 事情があって「見積書」が得られない、優先的に調達する必要があるものなのですが、どう対応すればよいですか。

A ● まずはERCAまでご相談ください。その上で、事情を説明するための「理由書」等を提出いただくことがあります。

Q 5-10 想定していた経費と、実際にかかる（かかった）費用に大幅な差異が生じそうなのですがどうすればよいですか。

- A
- そうした事象が予見された時点でERCAまで至急ご相談ください。
 - 当初の想定経費と、実際にかかる（かかった）費用との差額が、当初の想定経費の20%を超える場合（例：「事業実施計画」上の想定経費500万円（税込み）に対し、最終の精算額が350万円（税込み）となりそうな場合等）には、「理由書」等を作成・提出いただくことがあります。

6. 応募申請書「【7】年間スケジュール（モデル事業実施期間）」について

Q 6-1 令和8年3月上旬頃に採択（予定）とのことですが、採択された場合、どのようなスケジュールになりますか。

- A
- 採択された場合、早急にERCAと「事業実施計画」の詳細検討や契約に関する相談等を進めながら、より詳細な年間スケジュールを作成し、令和8年4月より実際にモデル事業を開始いただることになります。
 - Q 1-8のとおり、“概算払い”又は“精算払い”的ないずれかによって発生する手続きが異なります。

Q 6-2 「事業実施報告書」の提出は必須ですか。

- A
- 必須です。公募要領「4. 事業の実施期間」に定めるとおり、令和8年12月末までに提出いただきます。

Q 6-3 「事業実施計画書」や「事業実施報告書」の作成・提出に当たり、有識者や専門家から助言を受ける必要がありますか。

- A
- 必須ではありませんが、計画等をよりよいものにするため専門的な知見を求めていただければ幸いです。
 - 助言をいただける有識者に心当たりがない場合は、採択決定後に、ERCAにご相談いただくことも可能です。

Q 6-4 「事業実施報告書」以外に令和8年12月末までに提出が必要となる書類はありますか。

- A
- 令和8年9月末までに提出が必要となる資料は以下のものがあります。
 - 公募要領「4. 事業の実施期間」に定めるとおり、令和8年9月末までに、採択された事業の取組結果（途中結果）を「事業実施計画書」に追記・反映いただいた資料。
 - モデル事業の支出関係をまとめた資料（採択決定後に開催する「事務処理説明会」にてERCAより詳細をご案内します）。
 - また、令和8年12月末までに提出が必要となるものとして、「成果報告会」の発表資料があります。成果報告会は、モデル事業実施内容を発表する場として、令和9年1月～2月頃を目途に開催するものです。「成果報告会」発表用の様式（Power Point）については、ERCAより採択団体に提供いたします。

Q 6-5 成果報告会（令和9年1月～2月頃の開催予定）では、実際に出席をして事業等の報告をする必要がありますか（そのための旅費の確保は必要でしょうか）。

- A
- 成果報告会は現地会場とWebのハイブリッド形式で開催する予定です。現地会場にお越しになられる場合に発生する旅費は、1団体につき最大2名分まで（共同実施者がいる場合は、共同実施者を含めて最大2名分まで）の旅費をERCAより支給予定です。そのため、応募申請書の「【5】想定経費」の旅費欄には計上いただかなくて良いです。
 - なお、ERCAから支給する旅費の人数上限は変更する場合があります。令和8年10月～11月頃目途で、成果報告会の開催日程調整に係るご連絡をERCAから行う予定ですので、その際の案内に従ってください。

Q 6-6 成果報告会では、応募者である地方公共団体又は普及団体が発表しなければなりませんか。

- A
- 発表者は原則、応募者である地方公共団体又は熱中症普及団体の所属職員が行ってください。なお、共同実施者がいる場合は、一緒に発表することが可能です。
 - 共同実施者にすべての発表を任せること（応募者が一切発言・発表しないようなこと）は認めません。

7. 応募申請書「【8】応募内容の概要及び参考資料（別紙）」について

Q 7-1 参考となる資料が冊子等の場合は、郵送してもよいですか。

- A
- 応募書類を、本モデル事業を選定する審査委員会の委員に配布する必要があるため、可能な限り応募申請書の添付書類として電子データにて提出をお願いいたします。
 - 電子データで提出できない場合は、公募要領「10. 本件に関する問合せ先」までご相談ください。

Q 7-2 参考となる資料が動画の場合は、どのようにすればよいでしょうか。

- A
- HP等で視聴できる場合は、そのURLをお示し下さい。
 - HP等で公表していない場合は、公募要領「10. 本件に関する問合せ先」までご相談ください。

以上